

◆◆ 申告がはじまります ◆◆

平成29年度（平成28年分）の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告相談を行います。
申告が必要な方は、期間内（平成29年2月16日～3月15日）に申告ください。なお、日程及び会場については、裏表紙をご参照ください。

1. 申告が必要かどうかを判断する

- ①申告フローチャート（2～4ページ）を使い、申告が「必要」か「不要」か、を判断する。
- ②収入・所得（5～6ページ）や控除（7～9ページ）をお読みいただき、該当する項目がなければ、申告不要です。

わたしは申告必要？



2. 申告相談へ行く・申告書を作成する

申告が必要な方は以下の目次を参考に、申告のご準備または、申告書を作成してください。

目	次
申告に必要なもの・用語解説	1 ページ
収入・所得金額、事業専従者控除に関する事項	5 ページ
表1 （給与収入→所得）給与所得金額速算表	6 ページ
表2 （公的年金等収入→所得）公的年金等所得金額速算表	6 ページ
生命保険金の満期受取金について	6 ページ
所得控除	7～9 ページ
市県民税、国民健康保険税の計算方法と税率	10 ページ
申告受付日程及び会場	11 ページ

別紙

農業所得用 収支内訳書（両面）・・・農業をされている方はご提出ください。
市町民税県民税 国民健康保険税 申告書（両面）←裏面の記入もお忘れなくお願いします。
事業所得・不動産所得用 収支内訳書・・・営業や不動産所得がある方はご提出ください。
医療費の明細書・・・医療費控除の申請がある方はご提出ください。

3. 申告書等の提出

武雄市役所税務課へご持参または郵送してください。または、各申告会場へご持参ください。

インターネットで住民税額の試算や申告書の作成ができます！

源泉徴収票などから、画面の指示に従って数字を入力することで、個人住民税額を試算し、申告書の作成、印刷ができます。

武雄市 市民税

検索

http://www.tax-asp.e-civion.net/tax-project/tax/takeo_top.html

申告に必要なもの

事業所得者の領収書や医療費控除の領収書等が整理されていない場合は、相談に応じられないことがありますので、事前に整理して各会場へお越しください。

1.印鑑
2.マイナンバー確認書類 ①個人番号カード（顔写真付きのカード） ②通知カード ＋ 本人確認書類（顔写真付きの証明1点 又は 顔写真なしの証明2点） ≪顔写真付きの証明：運転免許証、パスポート等≫ ≪顔写真なしの証明：健康保険証、年金手帳等≫
3.平成28年中の収入が明らかとなる資料 ①給与所得者は給与の源泉徴収票 ②公的年金等所得者は公的年金等の源泉徴収票 ③事業所得（営業等、不動産）者は収入、経費を記入した帳簿書類等 ④農業所得者は農協との取引明細書（アグネス）・営農通帳・収入、経費がわかる書類等
4.控除に必要な資料 ①社会保険料、生命保険料、旧長期損害保険料・地震保険料の支払証明書 ②医療費控除、雑損控除、寄附金控除のための領収書等
5.その他 ①還付申告の場合は、申告者名義の金融機関通帳 ②税務署から送付された案内のハガキ

用語の解説

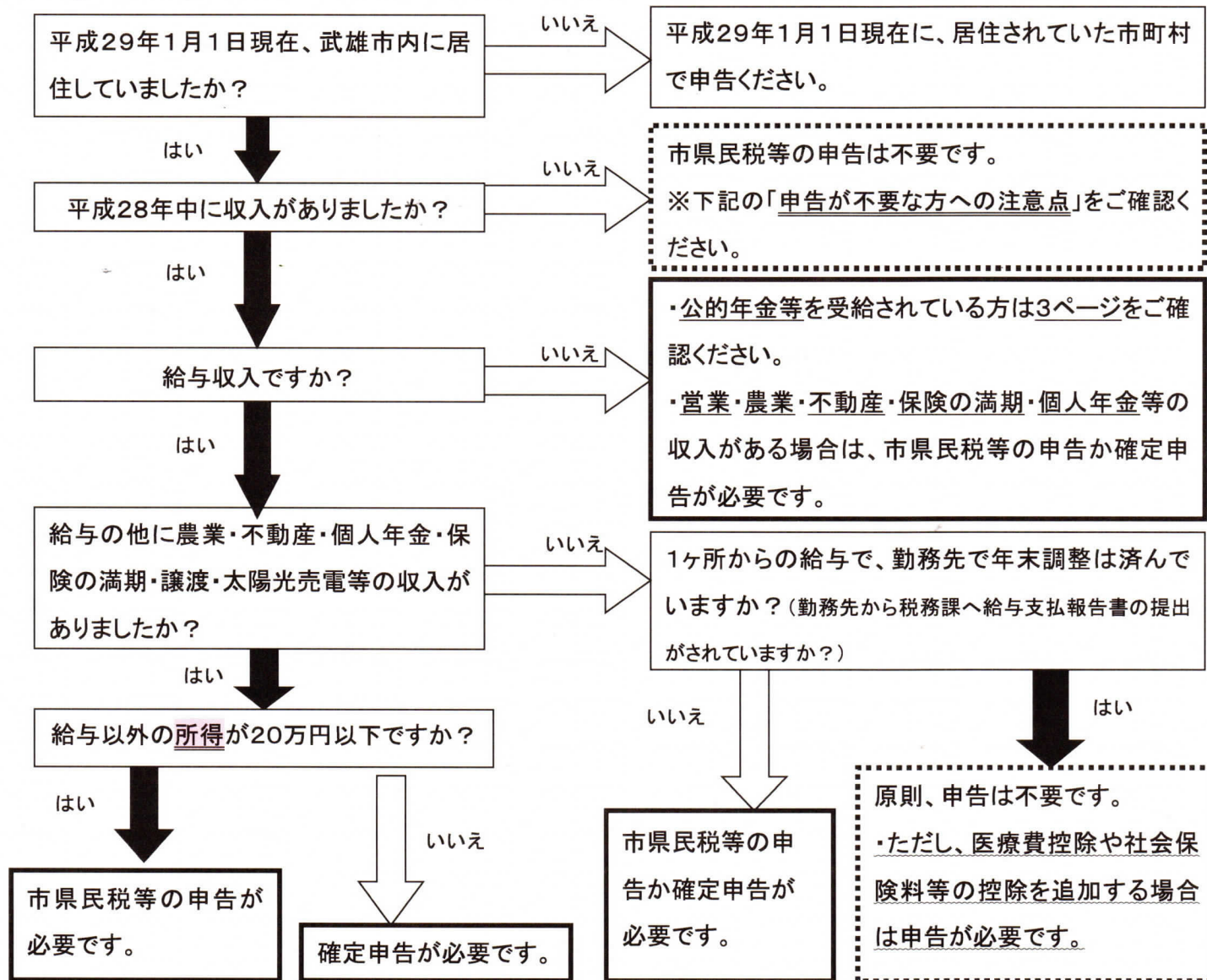
所得	収入から必要経費を差し引いた分 $\text{所得} = \text{収入} - \text{必要経費}$
控除	所得から差し引かれる金額（所得控除）
総所得金額等	次の①+②+（退職所得金額）+（山林所得金額） ①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得、短期譲渡所得、雑所得の合計額（損益通算後の金額） ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1 ※損益通算できる繰越控除 純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式にかかる譲渡損失の繰越控除 特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越控除 先物取引の差金等決済にかかる損失の繰越控除

申告チェックフローチャート①

市県民税等の申告が必要となるか、参考にしてください。(家屋敷課税は除く)

※ 確定申告を提出された方は、市県民税等の申告は不要です。

【スタート】



申告が必要になった方でも、前年所得の合計額が28万円以下の方は申告不要です。

※あわせて下記の「申告が不要な方への注意点」をご確認ください。

— 申告が不要な方への注意点 —

◎所得証明書等が必要な場合は市県民税等の申告が必要です。

所得証明書が必要な事例

(例) 公営住宅への入居、保育園への入園、高校就学支援金、事業資金の融資申込 等

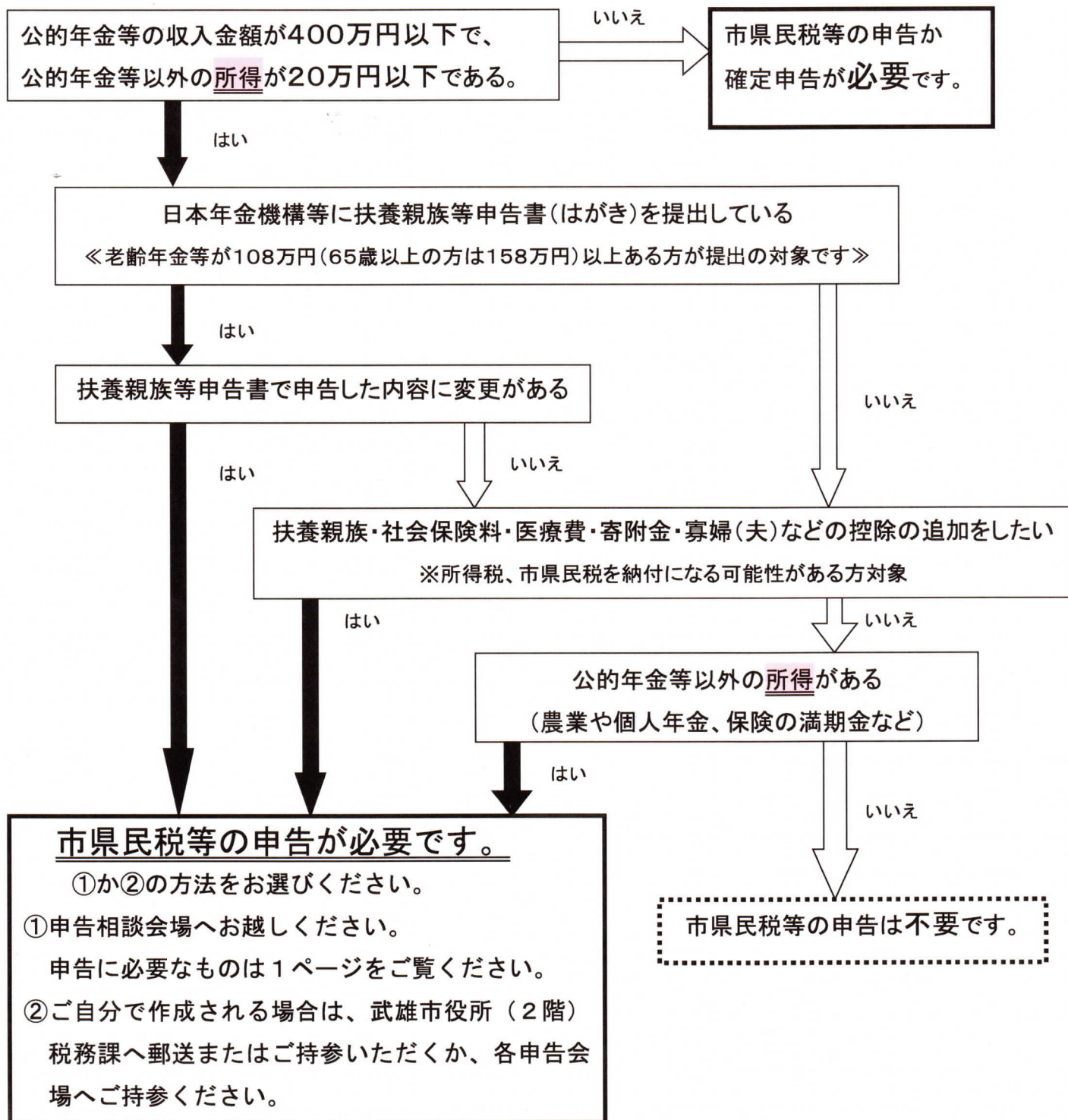
◎国民健康保険に加入されている方は申告が必要となる場合があります。⇒4ページをご確認ください。

申告チェックフローチャート②

公的年金等を受給されている方へ

市県民税等の申告が必要となるか、参考にしてください。

※ 確定申告を提出された方は、市県民税等の申告は不要となります。



「所得」の用語解説は1ページへ

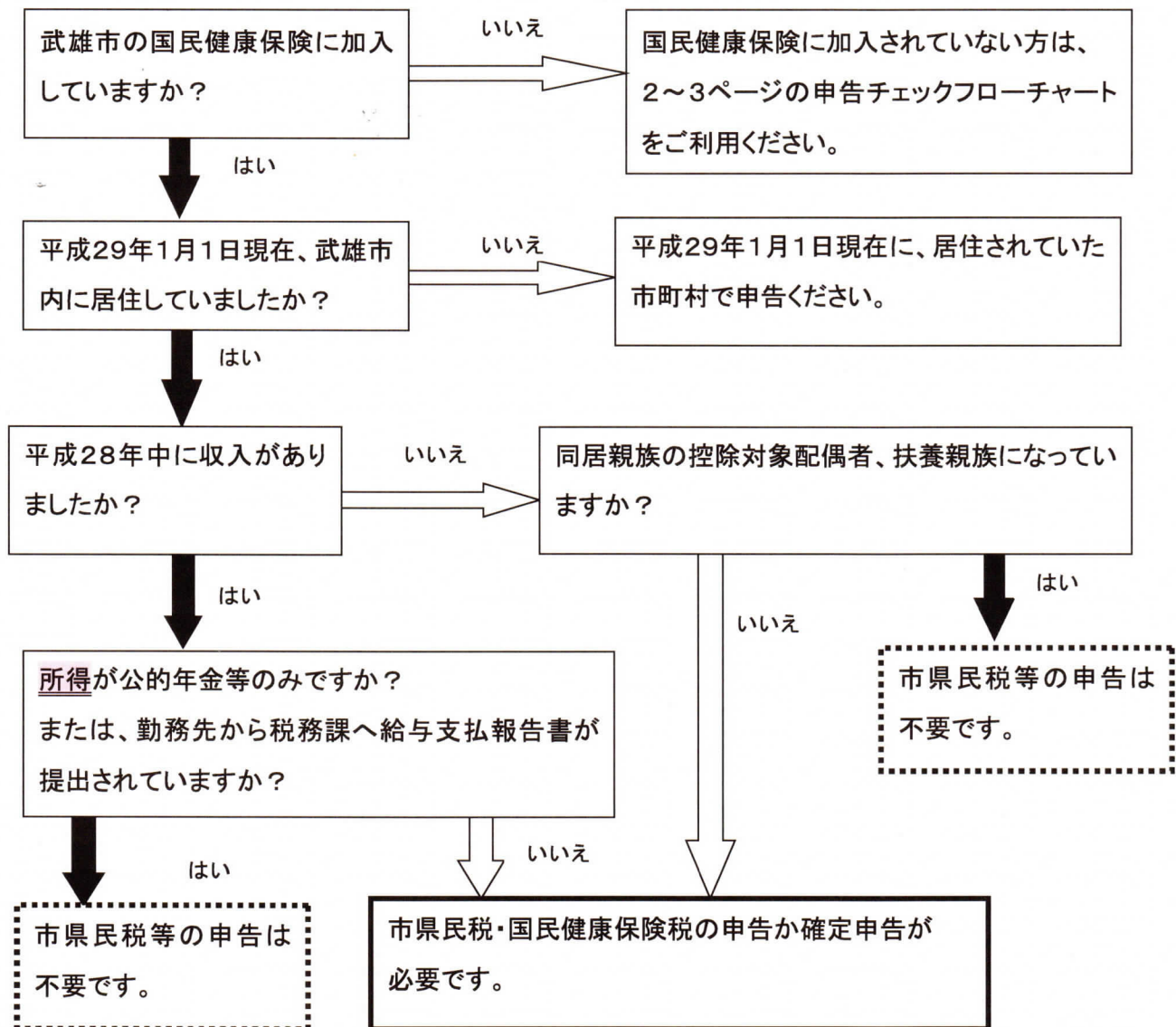
申告チェックフローチャート③

国民健康保険に加入されている方へ

市県民税等の申告が必要となるか、参考にしてください。

※ 確定申告を提出された方は、市県民税等の申告は不要です。

【スタート】



－ 注意 －

- ・遺族年金や障害年金の非課税年金を受給されている方は市県民税等の申告が必要です。
 - ・申告がない場合は、国民健康保険税の軽減措置が適用されませんので、ご注意ください。
- ※軽減措置 世帯の前年中の所得が、一定基準以下の場合、国民健康保険税が軽減されます。

収入・所得金額

所得名の数字は申告書の所得金額の欄の数字と一致します。

① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、サービス業などや、医師、弁護士、大工、左官、保険外交などの営業、農業以外の事業により生ずる所得。
② 農業	田、畑、果樹、養豚、養鶏などにより生ずる所得。
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸地、貸店舗などにより生ずる所得。 ただし、規模によって事業所得に該当する場合もあり。

◎ 営業等、農業、不動産所得のある方は別途収支内訳書の作成が必要。

◎ 平成26年から、営業、農業、不動産所得のある方は記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。

④ 利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの分配金。 所得税において源泉分離課税となったものは申告不要。
⑤ 配当	株式配当、出資配当などの所得。
⑥ 給与	給与、賃金、賞与などによる所得。 給与所得金額の計算については、6ページ、表1 給与所得金額速算表をご覧ください。
⑦ 雑	(公的年金等) 老齢年金(国民年金、厚生年金、共済年金)や恩給等による所得。 所得金額の計算については6ページ、表2 公的年金等所得金額速算表をご覧ください。 (その他) 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、原稿料、印税、講演料、貸金利子などにより生ずる所得。 ※遺族年金、障害年金は非課税ですので、申告の必要はありませんが、国民健康保険に加入されている方は、申告が必要です。
⑧ 総合譲渡	土地、建物以外の資産(自動車、機械器具、ゴルフ会員権等)の譲渡による所得。 短期・・・その資産の保有期間が5年以下であったもの 長期・・・その資産の保有期間が5年を超えるもの ※特別控除額は50万円。
⑨ 一時	生命保険の満期保険金、賞金・懸賞当せん金品、競輪等の払戻金などによる所得。 ※特別控除額は50万円。

※ 土地、建物等の譲渡・山林所得・先物取引などによる所得がある方は申告書が異なりますので、市役所税務課までお問い合わせください。

事業専従者控除に関する事項

事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者、または15歳以上の親族で1年を通じ6ヶ月を超える期間を専ら従事した人で、あなたが所得の計算上必要経費とすることができる控除額。 専従者控除額(イ)か(ロ)のうち低い方の金額 (イ) 配偶者の場合 860,000円 それ以外の場合 500,000円 (ロ) (不動産所得+事業所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
-------	--

表1 給与所得金額速算表 (給与 収入→所得)

給与等の収入金額の合計額 (A)	給与所得の金額	
650,999 円まで	0 円	
651,000 円～1,618,999 円	(A) - 650,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	969,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	970,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	972,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	974,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	(A) ÷ 4 = (B) 千円未満の端数切捨て	(B) × 2.4
1,800,000 円～3,599,999 円		(B) × 2.8 - 180,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円		(B) × 3.2 - 540,000 円
6,600,000 円～9,999,999 円	(A) × 0.9 - 1,200,000 円	
10,000,000 円～11,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,700,000 円	
12,000,000 円以上	(A) - 2,300,000 円	

表2 公的年金等所得金額速算表 (公的年金 収入→所得)

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金所得金額
65 才以上の人 (S27.1.1 以前生)	3,299,999 円まで	(A) - 1,200,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A) × 0.75 - 375,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A) × 0.85 - 785,000 円
	7,700,000 円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000 円
65 才未満の人 (S27.1.2 以後生)	1,299,999 円まで	(A) - 700,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A) × 0.75 - 375,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A) × 0.85 - 785,000 円
	7,700,000 円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000 円

●税金に関する Q & A

Q：生命保険が満期になったので保険金を受け取ったが、申告する必要がありますか？

A：保険金に限らず損害保険等についての満期保険金等で一時所得に該当する場合は申告が必要です。

保険料の負担者や被保険者、受取人によって税が違います。

負担者	被保険者	受取人	死亡 の場合	満期 の場合	傷病 の場合
Aさん	Aさん	Aさん	相続税	一時所得	非課税
Aさん	Aさん	Bさん	相続税	贈与税	非課税(親族) 一時所得
Aさん	Bさん	Aさん	一時所得	一時所得	同上
Aさん	Bさん	Bさん	贈与税	贈与税	非課税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税	贈与税	非課税(親族) 一時所得

①一時所得の算式は

$$\{(\text{受取保険金} - \text{支払保険料}) - 50 \text{ 万円}\} \times 1/2$$

※贈与税、相続税は武雄税務署にお尋ねください。

(TEL：0954 - 23 - 2127)

※年金方式で受け取った場合は、その年ごとの雑所得として税金がかかります。

②申告に必要な書類

- ・生命保険契約等の一時金支払調書
- ・損害保険金、共済金受取人別支払調書
- ・損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書など

控除

控除名の数字は、申告書内の控除欄の数字と一致します。

※「控除額」は、市県民税の金額を記載しており、所得税の控除額とは異なります。

⑩雑損控除	あなたや、生計を一にするあなたの家族（親族）が災害や盗難等にあい損害を受けた場合 ○（差引損失額－総所得金額等[※]の10%の金額）と （差引損失額のうち災害関連支出額－5万円）のいずれか多い方の金額 ※総所得金額等は1ページの用語の解説をご覧ください。																				
⑪医療費控除	あなたや、生計を一にするあなたの家族（親族）の医療費を支払った場合 ○医療費実質負担額－（10万円又は合計所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額） ＝医療費控除額（最高200万円） ※医療費実質負担額とは、平成28年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額です。																				
⑫社会保険料控除	あなたや生計を一にするあなたの家族（親族）が負担することとなっている社会保険料（国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者保険料、国民年金、農業者年金等）を支払った場合 ○支払額の全額 ※家族（親族）が受け取る年金から天引きされる社会保険料は、年金を受け取った人の社会保険料控除となります。																				
⑬小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金および心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合 ○支払額の全額																				
⑭生命保険料控除	生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合 【生命保険料控除の計算】 (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等【新契約】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td><td>支払額</td></tr> <tr> <td>12,000円～32,000円以下</td><td>支払額×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td><td>支払額×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td><td>一律28,000円</td></tr> </tbody> </table> 「一般生命保険料控除（A）」「介護医療保険料控除（B）」「個人年金保険料控除（C）」 適用限度額はA、B、C各28,000円だが、合計適用限度額は70,000円となる。 A（28,000円）+B（28,000円）+C（28,000円）＝<u>上限7万円</u> (2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等【旧契約】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td><td>支払額</td></tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円以下</td><td>支払額×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円以下</td><td>支払額×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td><td>一律35,000円</td></tr> </tbody> </table> 「一般生命保険料控除（A）」「個人年金保険料控除（B）」 適用限度額は従前どおりA、B各35,000円、合計適用限度額は70,000円となる。 A（35,000円）+B（35,000円）＝<u>上限7万円</u>	年間支払保険料の合計	控除額	12,000円以下	支払額	12,000円～32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	56,000円を超える場合	一律28,000円	年間支払保険料の合計	控除額	15,000円以下	支払額	15,000円超～40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	70,000円を超える場合	一律35,000円
年間支払保険料の合計	控除額																				
12,000円以下	支払額																				
12,000円～32,000円以下	支払額×1/2+6,000円																				
32,000円超～56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																				
56,000円を超える場合	一律28,000円																				
年間支払保険料の合計	控除額																				
15,000円以下	支払額																				
15,000円超～40,000円以下	支払額×1/2+7,500円																				
40,000円超～70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																				
70,000円を超える場合	一律35,000円																				

→次ページへ続く

(3) 【新契約】と【旧契約】の双方について保険料控除の適用を受ける場合

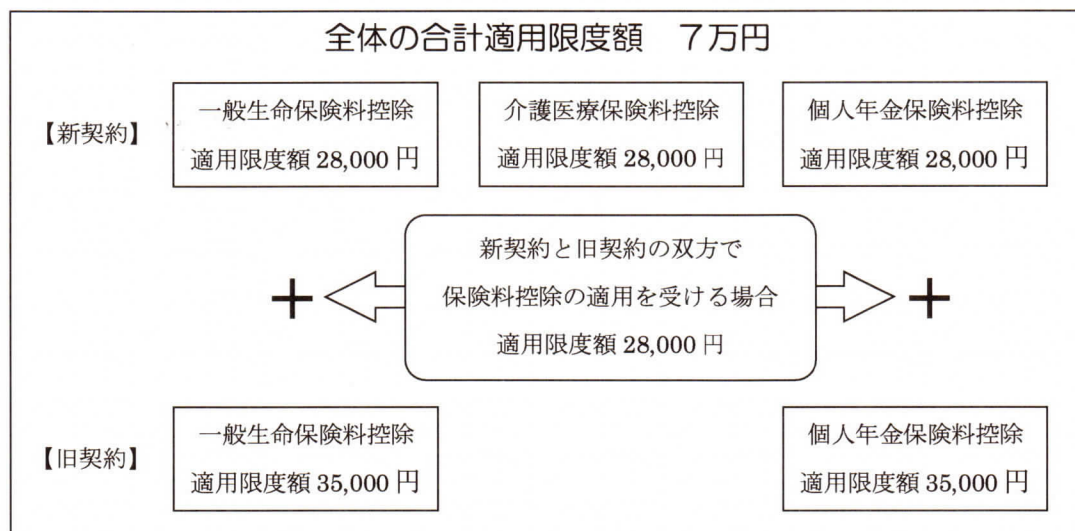
一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の支払保険料がある場合は、それぞれ次の合計額（ア＋イ）が控除額となるが、適用限度額は 28,000 円となる。

ア 新契約の支払保険料は、上記（１）の表で計算した金額

イ 旧契約の支払保険料は、上記（２）の表で計算した金額

（１）～（３）を図で表すと下表のようになります。

⑭生命保険料控除



⑮地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合

区分	年間支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	50,000 円以下	支払金額×0.5
	50,000 円超	25,000 円
(2) 旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払金額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払金額×0.5+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円
(1)、(2) の両方がある場合		(1)、(2) のそれぞれの方法で計算した金額の合計額（最高 25,000 円）

⑯寡婦控除

○一般の場合、次の（イ）または（ロ）に該当する人（控除額 260,000 円）
 （イ）夫と死別または離別後婚姻していない人で、扶養親族または生計を一にしている総所得金額等の合計額が 38 万円以下の子のある人
 （ロ）夫と死別後婚姻していない人で合計所得金額が 500 万円以下の人
 ○特別の場合、下記に該当する人（控除額 300,000 円）
 夫と死別または離別後婚姻していない人で扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が 500 万円以下の人

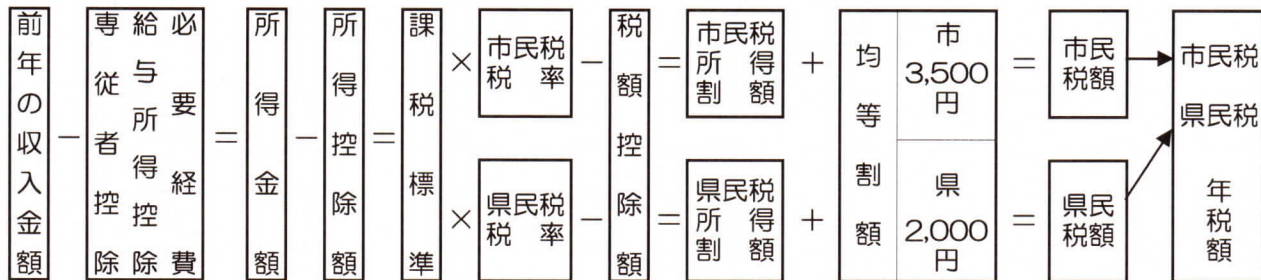
⑯寡夫控除

妻と死別または離別後婚姻していない人で生計を一にしている総所得金額等の合計が 38 万円以下の子を有し、かつ合計所得金額が 500 万円以下の人（控除額 260,000 円）

⑰勤労学生控除	学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒または児童で、合計所得金額が65万円以下で、かつ不動産等の勤労によらない所得が10万円以下である人（控除額 260,000 円）																														
⑱障害者控除	あなたが障がい者か、又は控除対象配偶者や扶養親族（年少扶養親族含む）が障がい者である場合 ○普通障がい者一人について（控除額 260,000 円） ○特別障がい者一人について（同居以外）（控除額 300,000 円） ○特別障がい者一人について（同居）（控除額 530,000 円） ※身体障害者手帳 1,2 級／精神障害者手帳 1 級／療育手帳 A 所持者は、特別障害者控除の対象になります。																														
⑲配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で平成28年中の合計所得金額が38万円以下の場合 ○一般（控除額 330,000 円） ○老人・・・昭和22年1月1日以前生まれの人（控除額 380,000 円） ※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、両方を選ぶことはできません。 該当するどちらか一方のみをお選びください。																														
⑳配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合 控除額は配偶者の所得に応じて違いますので下記表3をご覧ください。 表3 配偶者特別控除額 <table><tr><th>配偶者の給与収入金額</th><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>1,030,001～1,099,999 円</td><td>380,001～449,999 円</td><td>33 万円</td></tr><tr><td>1,100,000～1,149,999 円</td><td>450,000～499,999 円</td><td>31 万円</td></tr><tr><td>1,150,000～1,199,999 円</td><td>500,000～549,999 円</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>1,200,000～1,249,999 円</td><td>550,000～599,999 円</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>1,250,000～1,299,999 円</td><td>600,000～649,999 円</td><td>16 万円</td></tr><tr><td>1,300,000～1,349,999 円</td><td>650,000～699,999 円</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>1,350,000～1,399,999 円</td><td>700,000～749,999 円</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>1,400,000～1,409,999 円</td><td>750,000～759,999 円</td><td>3 万円</td></tr><tr><td>1,410,000 円以上</td><td>760,000 円以上</td><td>0 円</td></tr></table>	配偶者の給与収入金額	配偶者の合計所得金額	控除額	1,030,001～1,099,999 円	380,001～449,999 円	33 万円	1,100,000～1,149,999 円	450,000～499,999 円	31 万円	1,150,000～1,199,999 円	500,000～549,999 円	26 万円	1,200,000～1,249,999 円	550,000～599,999 円	21 万円	1,250,000～1,299,999 円	600,000～649,999 円	16 万円	1,300,000～1,349,999 円	650,000～699,999 円	11 万円	1,350,000～1,399,999 円	700,000～749,999 円	6 万円	1,400,000～1,409,999 円	750,000～759,999 円	3 万円	1,410,000 円以上	760,000 円以上	0 円
配偶者の給与収入金額	配偶者の合計所得金額	控除額																													
1,030,001～1,099,999 円	380,001～449,999 円	33 万円																													
1,100,000～1,149,999 円	450,000～499,999 円	31 万円																													
1,150,000～1,199,999 円	500,000～549,999 円	26 万円																													
1,200,000～1,249,999 円	550,000～599,999 円	21 万円																													
1,250,000～1,299,999 円	600,000～649,999 円	16 万円																													
1,300,000～1,349,999 円	650,000～699,999 円	11 万円																													
1,350,000～1,399,999 円	700,000～749,999 円	6 万円																													
1,400,000～1,409,999 円	750,000～759,999 円	3 万円																													
1,410,000 円以上	760,000 円以上	0 円																													
㉑扶養控除	あなたと生計を一にする親族（配偶者以外）で平成28年中の合計所得金額が38万円以下の場合 ○一般扶養・・・平成13年1月2日以後生まれの扶養親族を除く（控除額 330,000 円） ○特定扶養・・・平成6年1月2日から平成10年1月1日生まれの扶養親族（控除額 450,000 円） ○老人扶養・・・昭和22年1月1日以前生まれの扶養親族（控除額 380,000 円） ○同居老親等・・・昭和22年1月1日以前生まれの人で同居している直系尊属（控除額 450,000 円） ※ 平成13年1月2日以後生まれの年少扶養親族につきましては税制改正により扶養控除対象外となりました。ただし、障害者控除は適用されます。																														
㉒基礎控除	すべての方に適用される控除です。（控除額 330,000 円）																														

市県民税、国民健康保険税の計算方法と税率

◎市県民税



◇所得割額

課税標準額	市民税	県民税
一律	税率 6%	税率 4%

◇均等割額

市民税	3,500円	県民税	2,000円
-----	--------	-----	--------

◇市県民税の非課税要件等

・均等割が非課税になる人 ※扶養親族数には平成13年1月2日以後生まれの年少扶養親族も含まれます。

①前年中の合計所得金額が28万円以下の人

扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人 (扶養親族数+1) × 28万円 + 16万8千円

・所得割が非課税になる人

①前年中の総所得金額等が35万円以下の人

扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人 (扶養親族数+1) × 35万円 + 32万円

・均等割、所得割両方とも非課税になる人

①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人(1月1日現在)

②障がい者、未成年、寡婦(夫)で合計所得金額が125万円以下の人

◎国民健康保険税

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	課税標準額 × 10.0%	課税標準額 × 2.6%	課税標準額 × 2.4%
被保険者均等割額	被保険者1人につき 25,500円	被保険者1人につき 7,500円	被保険者1人につき 10,500円
世帯別平等割額	1世帯につき 36,000円	1世帯につき 8,000円	1世帯につき 6,300円
限度額	540,000円	190,000円	160,000円

※ 課税標準額・・・前年の所得金額 — 33万円



新しい制度がはじまります！

スイッチOTC医薬品の医療費控除制度

※平成30年度申告より対象

従来の医療費控除の特例として、平成29年1月から新たに『セルフメディケーション税制』が施行されます。特定成分を含んだスイッチOTC医薬品の年間購入額が「合計12,000円」を超えた場合に適用される制度です。レシートや領収証は来年度の申告に向けて保管しておきましょう。 ※従来の医療費控除とは併用できません。

スイッチOTC医薬品とは

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のこと。

対象の人

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診のいずれかを受けていて、対象となるスイッチOTC医薬品を購入した方。

所得控除額

対象となるスイッチOTC医薬品の年間購入額が12,000円を超えるとき、その超えた部分の金額が対象(上限金額: 88,000円)

平成29年 申告受付日程及び会場

対象地区		相談会場	相談日	受付及び相談時間
山内町		山内公民館	2月16日(木)から 3月15日(水)まで	9時00分から 16時00分まで (土日は除く)
北方町		北方支所 2階会議室		
旧武雄市	西川登町	西川登公民館	2月16日(木) 2月17日(金)	1日目 9時00分から 16時00分まで
	東川登町	東川登公民館	2月20日(月) 2月21日(火)	
	武内町	武内公民館	2月22日(水) 2月23日(木)	
	朝日町	朝日公民館	2月24日(金) 2月27日(月)	2日目 9時00分から 12時00分まで
	若木町	若木公民館	2月28日(火) 3月1日(水)	
	橘町	橘公民館	3月2日(木) 3月3日(金)	
	武雄町	文化会館 ミーティングホール	3月6日(月) 3月7日(火)	9時00分から 16時00分まで (土日は除く)
旧武雄市 (割り当ての日に 来られない方)		文化会館 ミーティングホール	3月8日(水)から 3月15日(水)まで	

◎混雑予想

- ・各地区、1日目の午前中は混み合います。 ・ 3月8日～10日は比較的空いております。

<注意>

- ①お住まいの会場以外では申告相談ができません。
- ②当日8時から番号札(当日のみ有効)を配布します。一旦会場を出られる方は、受付終了時間までに再入場してください。時間内に入場されない場合は、相談ができない場合があります。

<休日申告相談のご案内>

対象地区	相談会場	相談日	受付及び相談時間
武雄市 全域	武雄市役所	2月19日(日)	9時00分から 16時00分まで
	本庁	3月5日(日)	

お問合せ先

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

武雄市役所 税務課 市民税係 TEL0954-23-9220